

令和6年3月より泌尿器科**新患**は

「完全紹介予約制」

となります。

地域の医療機関又は当院通院科の

紹介状が必要となります。

紹介状をお持ちになっても当日の受診はできません。

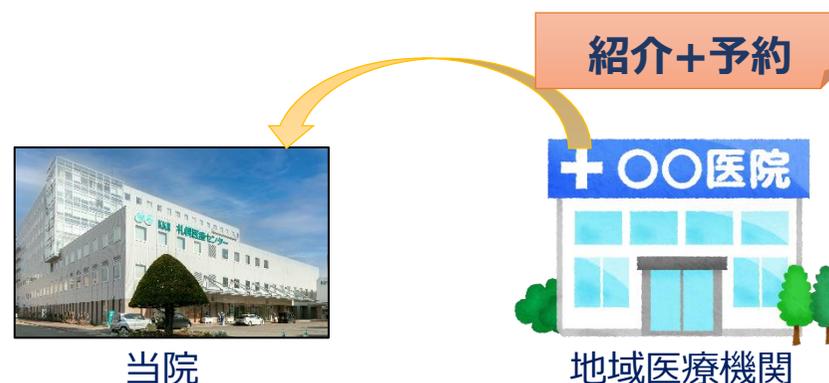
地域医療機関で必ず予約のうえ、ご来院ください。



泌尿器科の受診方法

地域医療機関で紹介状を準備し、その医療機関が予約することが原則です。

※患者さん自身の予約は受けておりません。



* 以下の場合は、来院日の受診はできません

1. 地域医療機関の紹介状を持ち、医療機関で予約を取らず来院した場合
⇒当院の地域連携室で予約を取り、後日受診していただきます。
2. 当院の泌尿器科以外の診療科からの紹介
⇒各診療科の指示に基づいて、後日受診していただきます。

何卒、ご理解のほどお願い申し上げます。
病院長

